

農薬工業会と食品安全委員会委員との懇談会（第2回）

1. 日 時 : 平成18年10月26日(木) 15:30~17:05

2. 場 所 : 食品安全委員会委員会室

3. 出席者 : <農薬工業会> (敬称略)

- ・会長 窪田 隆一(三共アグロ(株) 代表取締役社長)
- ・副会長 高橋 毅(日本曹達(株) 常務取締役 農業化学品事業部長)
- ・副会長 大内 脩吉(日本農薬(株) 代表取締役社長)
- ・運営委員長 岡本 敬彦(住友化学(株) 執行役員
アグロ事業部・国際アグロ事業部担当)
- ・技術委員長 田代 茂喜(住化武田農薬(株) 代表取締役社長)
- ・登録部会長 五十嵐 丕
(日産化学工業(株) 理事 農業化学品事業部 開発・登録部長)
- ・環境部会長 星野 敏明
(バ イルカップ サイナス(株) 研究開発本部キ ュアトリ-アフェ-ス)
- ・専務理事 玉川 寛治
- ・事務局長 篠原 一
- ・業務部長 宮川 俊一
- ・技術部長 尾関 猛

<食品安全委員会委員>

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、野村委員、本間委員、畑江委員

<食品安全委員会事務局>

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、境情報・緊急時対応課長、
吉岡勧告広報課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

4. 議 事 : (司会 永田リスクコミュニケーション官)

- (1) 委員及び事務局出席者紹介
- (2) 農薬工業会の概要説明、出席者紹介
- (3) 食品安全委員会への要望、意見交換

5. 意見交換の主な発言 (: 農薬工業会側発言 : 委員及び事務局側発言)

: 工業会としては、社会が必要とする農薬を供給し、豊かな食と緑を保全し、併せて、食の安全確保と消費者保護を最重点と考え、より安全性の高い農薬の開発と安全な使用を目指して、日々、努力している。今回の懇談会の課題として、公的機関による安全性評価の効率化、評価期間の短縮化、知的財産権に配慮した審議のありかた、ポジティブリスト制度における一律基準の妥当性について、を挙げさせて頂きたい。

審議期間の短縮化について

：平成 15 年 7 月より、新しい食品安全行政のしくみが運用されるようになり、新規農薬の審議期間が長期化している。以前は登録申請から登録まで概ね 2 年であったが、平成 15 年 7 月以降は、概ね 4 年を要するものも出てきている。審議期間の長期化は、企業、生産者にとって厳しいものである。より、効率化、迅速化を求めたい。

申請者に対して、毒性作用機序の解明、実験動物の性差など、高度な科学的根拠が求められており、最先端の科学でもってしても解明困難なケースがある。欧米では、審議期間が最長 2 年と決められているところもある。

知的財産権に配慮した審議のあり方

：特許化合物に関する安全性評価データ、評価設計等は、企業ノウハウの集積である。審議に用いられる抄録の公開にあたっては、十分に配慮していただきたい。欧米では、安全性評価に係わる審議は公開では行われておらず、また申請用資料の内容の全てをホームページで公開している国もない。

ポジティブリスト制度における一律基準の妥当性について

：特に我が国のように、狭い農地で多品種生産を行っている現状においては、ドリフト（飛散）によるコンタミ（汚染）も懸念され、一律基準による管理には課題がある。科学的な議論に基づく評価、見直しを求めたい。

上記 3 つについて、意見交換

：課題としてご提案いただいている 3 つについては、いずれも重要だと理解している。評価期間が長期化している理由がよくわからない。機密保持については、理解はしているが、当委員会設立のいきさつから考えても、ある程度の公開はやむを得ないと思う。一律基準については、安全性確保の点から決められたが、今後、科学的議論の中で適切な方法を考えていきたい。

：農薬の安全性審議は、評価にあたる専門家が熱意をもって行っている。審議の過程でどこがネックになっているのか、具体的に言っていればよいと思う。一律基準については、あまり緩和すると消費者の理解も得られにくい。測定機器の精度も上がってきており、諸外国の基準も整合性がとれる状況になりつつある。

：安全性評価の審議長期化については、これまでの状況を踏まえ、改善策がないか検討しているところである。

ポジティブリスト制度の導入対応で評価品目も膨大となることから、専門調査会の5部会制や事務局の人員の増強などを実施している。一律基準に替わる値の設定はリスク管理機関で判断されるべきものとする。

: 一律基準は、業界、生産現場にとって重要な問題である。一部基準が設定されていない農薬と食品の組合せについては、基準設定外の農薬と異なり既に安全性が評価されていることから、一律基準とは異なる数字をあてられないだろうか。これは厚生労働省に投げかけるべき問題か？

: 一律基準を設定したのは厚生労働省。ポジティブリスト制度については、平成15年の食品衛生法改正の結果として対応が求められており、委員会としては受け身にならざるを得ない状況。

: 消費者の視点では残留がない方が良く、食の安全という視点でも残留は少ないにこしたことはないのかもしれない。しかし、自給率を上げる取組の中で、0.01ppm以上の残留のものが廃棄されることの是非についての議論が進んでいない。「質の安全」だけでなく、「量の安全」の観点からも議論され一律基準値の妥当性を判断されるべきと考える。

: 安定供給については、農林水産省の所管であるが、精緻な議論をしようとするなら、廃棄量などについて説得力のあるデータを示さなければならない。

: 安全性評価の審議を熱心にしていただくのはありがたいが、かなりのお金と時間を費やさなければ回答できないデータの要求もある。ADIに必ずしも影響するわけではない議論も中にはあるようだ。ADIにかかわる部分の議論とそれ以外の議論は、並行して実施していただいてもよいのではないかと思う。

一律基準については、管理とのかねあいから、どのレベルが適切なのかという議論もしていただきたいと思う。

: 一律基準値については、海外の食品添加物等の例から0.01ppmが設定されたが、現在、日本で登録されている農薬の最小のADI値を厚生労働省が一律基準の設定手法として用いた試算にあてはめると、0.05ppmでも一日摂取許容量を下回ると思う。

: 複数の委員がこだわりをもっている場合は、並行して議論することが必ずしも迅速化につながるとは言えないかもしれない。

: データが同じであれば内外同じ評価にならなければならないが、現状は、データの土台が揃っていない状況と考える。また、評価審議が長期化している原因としては、制度が

変わることによる混乱もあるのではないか。

: 専門調査会での指摘に対する回答については、的外れとならないようにする作業が重要。企業側からみて指摘に疑問があるのであれば、はっきり言っていただく方がよい。お互いのコメントの趣旨が精度よく伝わる必要性や、改善すべき面があることは認識している。本件については、関係府省で協議し検討したい。

: 個人的には、審議はある程度時間を決めておこなうべきだと思う。データについて質問があった場合には、現在わかっているレベルで審議すべきで、研究レベルで議論すべきではない。人体影響から考えると農薬は過去に比べれば半減期も短くなっており、よりよくなっている。他の化学物質の評価とことさら異なるものではないにもかかわらず、やはり審議が遅い。

: これから何百もの物質について評価しなければならない中で、効率的な方策を考える必要があるのではないか。

: 消費者は、農薬や食品添加物に対して不安を持っており、専門家の考え方とギャップがある。業界からも現実をくりかえし説明する必要があるのではないか。

また、消費者は、日本の農産物に信頼をおいている。一律基準を緩和するとせっかくの信頼が揺らぐ可能性がある。もしそうするのであれば、きちんとした説明が必要だと思う。ポジティブリスト制度により消費者の信頼は格段にアップしていると思うので、これを生かした形での展開を望む。

: 国民の理解を深めるためには、メリットとデメリットをきちんと開示すべきだと思う。以前、業界はデメリットの開示を嫌っていたが、最近は随分意識が変わってきたと感じる。

知的財産の保護という点では、そういうことを理由にマイナスの部分の部分を隠しているのではないかというイメージを持たれないように、しっかりと考えていただきたい。

: 農薬工業会では、消費者を対象に「北野大さんの、ちゃんと知らなきゃ！！農薬ゼミ」を開催し、農薬の有用性と安全性を説明している。「安心」を築くために業界をあげて協力していきたい。

以上